

# 安全で安心できる道にしよう

## Check & Action! まちのルールを確認・実践しましょう!

- 道路での飲酒・たむろする行為などにより、人の迷惑になることをしません。
- 許可のない広告物を道路上に置きません。
- 許可なくチラシ等の配布はしません。
- 自転車は指定された場所に駐車し、放置や違法な駐車はしません。
- 自転車の運転ルールを守り、危ない走り方はしません。

道路交通法、屋外広告物法、道路法などにおいて、通行の障害となる商品展示、置き看板、のぼり旗、自転車、バイクなどを道路に置くことは禁止されています。道路は誰もが安全に通れるようにしましょう!



※道路上空に突き出した物(突き出し看板、日よけ)は、道路占用申請(港区等)及び道路使用申請(警察)が必要です。

## <自転車利用者みなさんへ>

事故は相手だけでなく、本人や家族も傷つけます。ルールを守り無理な運転はせず、事故に合わない起こさないことを心がけましょう!

### ●自転車は、車道が原則、歩道は例外

➔ 車道は左側を通行。歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。

### ●安全ルールを守る

➔ 二人乗り・並進の禁止。夜間はライト点灯。交差点での一時停止。子どもはヘルメット着用。

### ●駐輪場を利用する

➔ 自転車を道路等に放置しない。  
※放置禁止区域に放置した場合は即日撤去。



スマートフォン等を操作しながら、傘をさしながら、曲を聴きながら…。危ないのでやめましょう!



## 六本木駅周辺 自転車等放置禁止区域・自転車駐輪場



※撤去された場合、引取り時に自転車 2,000 円、原動機付自転車 3,000 円が徴収されます。



港区内の自転車等駐輪場一覧及び利用方法は  
こちら